

1 目的

医療施設における浸水対策の充実・強化を図ることにより、洪水等の発生時においても必要な医療が受けられる体制を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

- (1) 地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所の開設者。
- (2) 救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地域医療支援病院及び特定機能病院の開設者。(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)

3 補助対象事業、補助基準額、対象経費

補助対象事業	事業内容	基準額 (R8 案)	対象経費
①止水板等の設置	建物内への浸水を有効に防止できる場所に止水板等(浸水に耐える材質で、取り外し、移動又は開閉が可能なもの)を設置するものとする。	1 医療機関当たり 72,300 千円	止水板もしくは防水壁の設置に必要な工事費又は工事請負費
②医療用設備の移設	水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する想定浸水深(以下「想定浸水深」という。)、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する基準水位(以下「基準水位」という。)より高い位置に医療用設備(建物と一体として整備を行う必要のある医療用設備に限る。)を移設するものとする。	1 医療機関当たり 51,439 千円	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費
③電気設備の移設	想定浸水深又は基準水位より高い位置に電気設備(受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等)を移設するものとする。	1 医療機関当たり 40,591 千円	電気設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費
④排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置	建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するものとする。	1 医療機関当たり 28,158 千円	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費

4 交付条件

水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。

5 交付額の算定方法

- (1) 基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、調整率 (0.95) と補助率 (0.33) を乗じて得た額の合計額を交付額とする。